

熊本市営駐車場条例の一部改正について

熊本市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項の表中

「

基本使用料		30分までごとに	100円
平日定期駐車券	機械式	1月	13,000円
	自走式	1月	17,000円
全日定期駐車券	機械式	1月	25,000円
	自走式	1月	27,000円

」

を

「

基本使用料		1時間以内	300円
超過使用料		1時間を超え30分までごとに	100円
平日定期駐車券		1月	17,000円
全日定期駐車券		1月	27,000円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後入庫するものに係る使用料について適用し、同日前に入庫したものに係る使用料は、なお従前の例による。

(提出理由)

辛島公園地下駐車場の使用料を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。